昭和六十一年政令第二百八十七号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関 する法律施行令

に第二十八条の規定に基づき、この政令を制定す 二条第一項及び第三項、第三条、第二十五条並び に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第の内閣は、プログラムの著作物に係る登録の特例

(プログラムの著作物の複製物)

第一条 プログラムの著作物に係る登録の特例に を確実に記録しておくことができる物を含む。) ディスク(これに準ずる方法により一定の事項 部科学省令で定めるマイクロフィルム又は磁気 ログラムの著作物の複製物は、当該著作物を文 関する法律(以下「法」という。)第二条のプ に複製したものとする。

(プログラム登録に関する証明の請求)

第二条 法第四条第一項の規定による請求をする 次に掲げる事項を記載した請求書を文化庁長官 いう。)は、同項に規定する記録媒体に添えて、 に提出しなければならない (以下この条及び次条において「請求者」と

- びに法人にあつては代表者の氏名 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並
- は名称及び住所又は居所並びに法人にあつて二 代理人により請求するときは、その氏名又 (次条及び第四条において「登録プログラム は代表者の氏名 請求に係るプログラム登録がされた著作物
- 前項の請求書には、次に掲げる資料を添付し 著作物」という。) の登録番号
- なければならない。 利害関係を有することを疎明する資料 請求者が請求に係るプログラム登録に関し
- 証明する書面 代理人により請求するときは、その権限を
- のでなければならない。 して文部科学省令で定めるものが講じられたも 物の改変を防止し、又は抑止するための措置と ィスクであつて、記録されたプログラムの著作 第一項の記録媒体は、前条に規定する磁気デ

第三条 文化庁長官は、請求者から提出された前 載した証明書を交付するとともに、 ると認められるときは、請求者に、その旨を記 著作物が請求に係る登録プログラム著作物であ 条第一項の記録媒体に記録されたプログラムの (証明書の交付等) 当該記録媒

> 器に文部科学省令で定める方法による表示を付 体又は当該記録媒体を封入した包装若しくは容 してこれを送付するものとする。

2 認められないときは、 物が請求に係る登録プログラム著作物であると るものとする。 一項の記録媒体に記録されたプログラムの著作 文化庁長官は、請求者から提出された前条第 その旨を請求者に通知す

(証明手数料)

第四条 係る登録プログラム著作物の登録の際に提出さ 額は、次の各号に掲げる第二条第一項の請求に れた第一条の複製物の種類の区分に応じ、 法第四条第二項の政令で定める手数料の

件につき当該各号に定める額とする。 磁気ディスク 三万千百円

算した額 数を乗じて得た額に三万円を加えた額とを合 じて一万円を超えない範囲内で文部科学省令 費用を勘案してマイクロフィルムの種類に応 で定める額に請求に係るマイクロフィルムの 子計算機による情報処理を行うために必要な イクロフィルムに記録された内容について電 マイクロフィルム 三万千百円と、一のマ

(登録手数料)

は、プログラムの著作物に係る登録一件につき第五条 法第二十五条の政令で定める手数料の額 四万七千百円とする。

(指定登録機関が登録事務を行う場合における

第六条 法第五条第一項の規定により指定登録機 関が登録事務を行う場合における第二条第一項 著作権法施行令等の規定の適用)

四第二項において準用する場合を含む。以下こ項、第三十四条の三第三項(同令第三十四条の 年政令第三百三十五号)第二十条、第二十一条 及び第三条並びに著作権法施行令(昭和四十五 グラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 令第二十条中「文化庁長官」とあるのは「プロ 第三条の規定中「文化庁長官」とあるのは「法 の条において同じ。)、第三十四条の六、第三十 以下この条において同じ。)、第二十六条第一 十四条、第二十五条第一項及び第二項(同令第 の二第二項ただし書、第二十三条第一項、第二 (昭和六十一年法律第六十五号) 第五条第一項 第五条第一項に規定する指定登録機関」と、同 での規定の適用については、第二条第一項及び 六条第三項並びに第四十一条から第四十三条ま 二十六条第二項において準用する場合を含む。

> 「指定登録機関」と、同令第二十三条第一項第三条までの規定中「文化庁長官」とあるのは に規定する指定登録機関(以下単に「指定登録 及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関 第三十六条第三項並びに第四十一条から第四十 第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一 項ただし書、第二十三条第一項、第二十四条、 機関」という。)」と、同令第二十一条の二第二 する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十 六号中「登録免許税」とあるのは「登録免許税 項、第三十四条の三第三項、第三十四条の六、 七号)第五条の手数料」とする。

第七条 前条に定めるもののほか、指定登録機関 省令で定める。 (文部科学省令への委任) 行う登録事務に関し必要な事項は、文部科学

抄

する。ただし、附則第三項の規定は、昭和六十 (施行期日) この政令は、昭和六十二年四月一日から施行 年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 ものの処理については、第一条及び第三条の規する登録又は登録の拒否の処分がされていない録の申請で、この政令の施行の際現にこれに対 定は、適用しない。 章第二節の規定に基づいてされたプログラム登 この政令の施行の日前に著作権法施行令第四

附 則 五号) (平成二年九月二七日政令第二八

年一月一日) この政令は、民事保全法の施行の日 から施行する。 (平成三

号 (平成五年三月二六日政令第七〇

この政令は、 平成五年四月一日から施行す

八号) 附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三

号) 抄

1 この政令(第一条を除く。) 四月一日から施行する (施行期日) は、 平成十三年

る。

五 附二号) (平成一三年七月二六日政令第二

この政令は、平成十四年四月一日から施行す

則 (平成一三年九月一二日政令第二

この政令は、法附則第一条ただし書に規定す 抄

る規定の施行の日(平成十四年七月一日)から

施行する。

この政令は、平成十五年四月一日から施行す 六号) 附 則 抄 (平成一四年九月四日政令第二九

四号) 附 則 抄 (平成一五年六月四日政令第二四

定める日(平成十五年十月 この政令は、法附則第一条ただし書の政令で 旦 から施 行す

八号) 附 則 抄 (平成一五年八月八日政令第三六

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た だし、 は、平成十五年十月一日から施行する。 附則第十四条から第三十八条までの規定

この政令は、平成十五年十月一日から施行す 九〇号) 則 (平成一五年八月二九日政令第三

八 附 三 号 則 (平成一五年一二月三日政令第四

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十六年四月一日から施

四号) 則 (平成一六年一月三〇日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、 第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) — — 号) 則 (平成一六年六月二三日政令第二 抄 平成十六年四月一日から施

行する。 則 (平成一七年五月二〇日政令第一 平成十六年十月一日から施

この政令は、 七四号) 平成十七年六月一日から施行す

八年四月一日)から施行する。 第一条 この政令は、整備法の施行の日 第一条 この政令は、 この政令は、著作権法の一部を改正する法律に施行期日) 行する。 四月一日)から施行する。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行す一一号) 抄 この政令は、平成十九年四月一日から施行す一〇号) 抄 この政令は、平成二十一年十月一日から施行四〇号) 抄 別 (平成二一年九月一一日政令第二 この政令は、平成二十一年四月一日から施行一一号) 抄 この政令は、信託法の施行の日から施行す この政令は、平成十八年四月一日から施行す この政令は、 この政令は、 〇附七号則 六 附 七号) 六 附 五 号 則 五附四号) 五附九号) 附 則 六四号) (平成二三年五月二七日政令第一 (平成一八年三月三一日政令第一 (平成二一年三月三一日政令第一 (平成一九年七月一三日政令第二 (平成一九年三月三〇日政令第一 (平成一九年三月三〇日政令第一 (平成一八年三月三一日政令第一 (平成一八年三月三一日政令第一 (平成一九年三月二二日政令第五 (平成一八年三月三一日政令第一 平成十八年四月一日から施行す 抄 整備法の施行の日 平成十九年四月一日から施 (平成十八年 (平成十 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日 する。 1 1 1 第一条 この政令は、 1 する。 施行する。 する。 する。 する。 する。 月一日)から施行する。 (施行期日) 施行する。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) する。 (施行期日) (施行期日) この政令は、平成二十八年四月一日から施行 この政令は、平成二十七年四月一日から施行|**附則(平**原・・・ この政令は、平成二十七年四月一日から施行 この政令は、平成二十八年四月一日から施行 この政令は、 この政令は、法の施行の日 この政令は、平成二十九年四月一日から施行 六 附 号 訓 八附号 則 号 附 三号) 号 附 抄 ^則 九附号訓 附 附 号) 三九六号) 附 号) 抄 則 則 則 則 則 則 則 抄 抄 (平成二八年一月二二日政令第 (平成二七年二月四日政令第三五 (平成二六年二月一九日政令第三 (平成二八年三月三〇日政令第八 (平成二八年三月二五日政令第七 (平成二八年一月二六日政令第1 (平成二八年一二月二六日政令第 (平成二八年三月九日政令第五七 平成二十八年四月一日から施行 平成二十八年四月一日から施行 平成二十八年四月一日 (平成二十六年三 第一条 この政令は、民法及び家事事件手続法の 1 する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行 号)の施行の日(令和元年七月一日)から施行 の日(令和三年六月一日)から施行する 物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正 る。 (施行期日 (施行期日) この政令は、著作権法及びプログラムの著作 この政令は、令和三年一月一日から施行す 部を改正する法律(平成三十年法律第七十二 六 附 四 号 則 号 附 則 (令和三年五月二八日政令第一五 (令和元年六月二八日政令第四二 (令和二年一二月二三日政令第三 抄